【別紙１】個人識別符号

１　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（第２条第２号①）

下記⑴から⑻に該当するもののうち、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換されたもの。具体的には、下記⑴から⑻において具体的に説明するものである。

⑴　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノムＳＮＰデータ、互いに独立な40箇所以上のＳＮＰから構成されるシークエンスデータ、９座位以上の４塩基ＳＴＲ等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの

⑵　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑶　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様から、赤外光や可視光等を用い、抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑷　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

音声から抽出した発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化に関する特徴情報を、話者認識システム等本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑸　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑹　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状等から、赤外光や可視光等を用い抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑺　指紋又は掌紋

（指紋）指の表面の隆線等で形成された指紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの（掌紋）手のひらの表面の隆線や皺等で形成された掌紋から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

⑻　組み合わせ

上記⑴から⑺までに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの

２　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（第２条第２号②）

下記に該当するもの。

⑴　旅券番号
⑵　基礎年金番号
⑶　運転免許証番号
⑷　住民票コード
⑸　個人番号
⑹　国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
⑺　後期高齢者医療制度の被保険者証の番号及び保険者番号
⑻　介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
⑼　健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
⑽　高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
⑾　船員保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
⑿　船員保険の高齢受給者証の記号、番号及び被保険者番号
⒀　旅券番号（日本国政府が発行したもの以外）
⒁　在留カードの番号
⒂　私立学校教職員共済の加入者証の加入者番号
⒃　私立学校教職員共済の高齢受給者証の加入者番号
⒄　国民健康保険の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
⒅　国家公務員共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
⒆　国家公務員共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
⒇　国家公務員共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(21)　地方公務員等共済組合の組合員証の記号、番号及び保険者番号
(22)　地方公務員等共済組合の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(23)　地方公務員等共済組合の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
(24)　地方公務員等共済組合の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
(25)　雇用保険被保険者証の被保険者番号
(26)　特別永住者証明書の番号

【別紙２】要配慮個人情報

１　人種
２　信条
３　社会的身分
４　病歴
５　犯罪の経歴
６　犯罪により害を被った事実
７　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること。

①　身体障害者福祉法における身体上の障害
②　知的障害者福祉法における知的障害
③　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害（発達障害者支援法における発達障害を含み、２に掲げるものを除く。）
④　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律４条１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

８　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
９　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
10　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
11　本人を少年法に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。